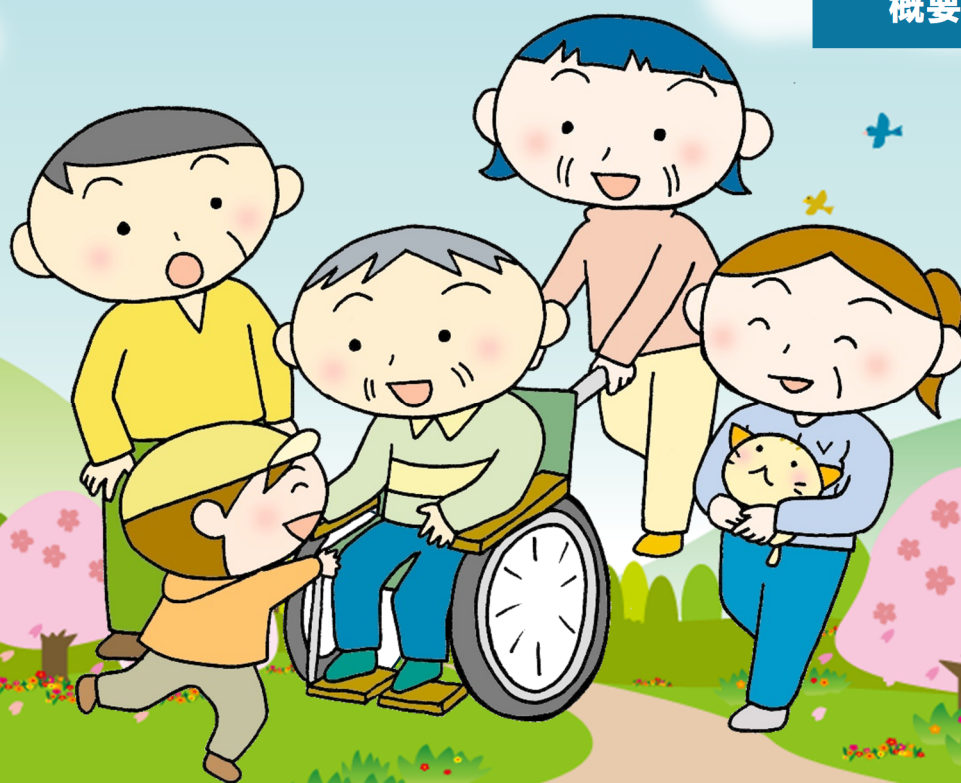


第9期北広島町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

概要版



令和6年度～令和8年度の高齢者と 介護保険の計画を策定しました

本町の高齢者人口は減少傾向にありますが、総人口に占める割合は上昇傾向にあり、今後は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、人口構造が変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。

国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が目指されています。

この度、第8期計画の施策の実施状況を評価し、国や県の動向、各種調査、地域の課題を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22年を念頭に置き、「第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

令和6年3月
広島県北広島町

1 計画の基本理念と基本目標

計画の継続性という観点から、本計画の基本理念を、第8期計画から引き継ぎ「心身ともに健やかで安心して暮らせるまち」と定め、高齢者が健康でこころ豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域共生社会の理念を踏まえ、地域の支援や環境整備を、住民、地域、関係機関・団体、民間事業者との協働により推進します。

【基本理念】

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

～高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる～

【基本目標】

基本目標1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進

基本目標2 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

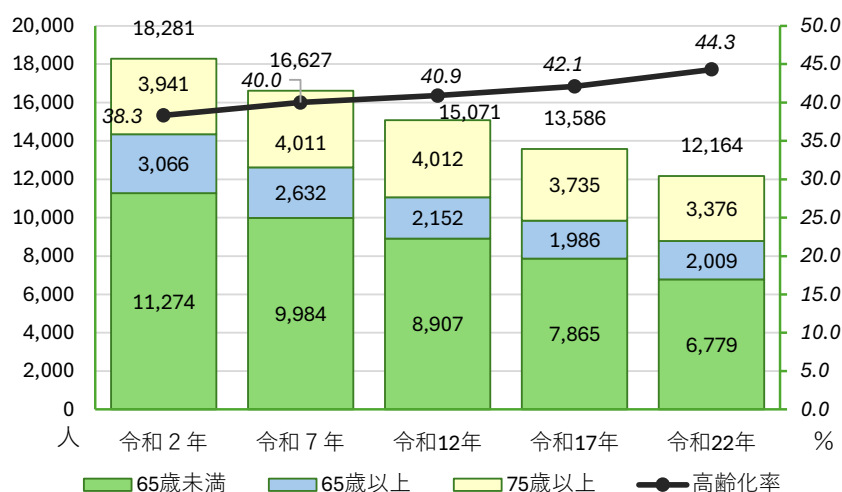
基本目標3 継続した地域生活を支える環境の整備

2 北広島町の高齢者の将来推計

【高齢者数の推計】

65～74歳は減少傾向で推移することが見込まれていますが、75歳以上人口は令和12年にかけて増加し、介護の必要になる85歳以上人口比率が大きく増加する見込みです。

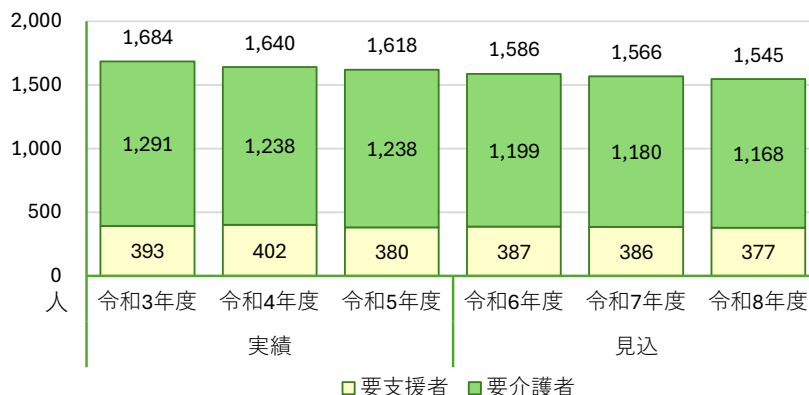
すでに町民の40%程度が高齢者となっています。



【要介護認定者数の推計】

計画期間中の要介護認定者は減少傾向となる見込です。皆様の介護予防や健康づくりの取組の成果により、認定者数の増加が抑えられています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、長期的には増加すると見られます。



3 計画の目標

計画の基本理念や基本目標がめざす姿の達成状況を評価するため、成果指標を設定しています。

計画全体の成果指標



幸せだと感じている高齢者

令和5年度

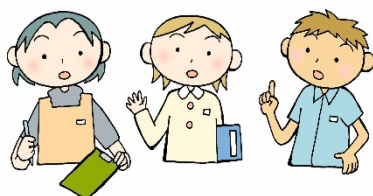
43.3%

令和8年度
(目標)



増やす

基本目標1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進



地域における支え合いを感じている人

令和5年度

65.4%

令和8年度
(目標)



増やす

家族や友人・知人以外の
相談相手がいない人の割合

28.4%



減らす

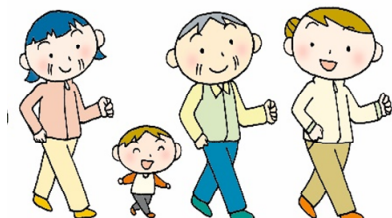
認知症に関する窓口を知っている人

42.1%



増やす

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進



75～84歳の人の要介護1～5認定率
(75～84歳の要介護1～5認定者数/同人口)

令和5年度

41.2%

令和8年度
(目標)



減らす

健康だと感じている人

76.8%



増やす

基本目標3 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実



過去1年間に、介護のために退職した主な介護者

令和5年度

6.6%

令和8年度
(目標)



減らす

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等がないと回答した割合

3.8%



増やす

4 施策の展開

基本目標 1 高齢者が活躍できる地域づくりの推進

めざす姿 住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活を続けることができるまち

各事業との連携による口腔ケア事業の実施により、バランスの良い食事と運動、認知機能の維持向上、社会活動への参加が継続して行われることをめざします。

介護予防の取組機能強化のため、地域ケア会議、サロン等において、リハビリ専門職等による助言等ができる体制を継続します。

施策の方向1 地域包括ケア体制の強化・推進

- (1)在宅医療と介護の連携強化
- (2)地域包括支援センターの機能強化
- (3)地域ケア会議の充実

施策の方向2 地域の支え合いの促進

- (1)包括的な支援体制の充実
- (2)地域共生社会の実現をめざした人材の育成

施策の方向3 在宅生活を支える支援の充実

- (1)生活支援サービスの充実
- (2)地域見守り事業の推進
- (3)住宅・生活環境の整備

施策の方向4 認知症高齢者支援施策の推進

- (1)認知症に関する理解の促進と支え合う体制づくり
- (2)認知症予防の推進
- (3)医療・介護サービスと介護者への支援の充実
- (4)認知症のある人の社会参加の機会の確保

施策の方向5 高齢者の権利擁護と虐待防止

- (1)権利擁護の推進
- (2)虐待防止の推進

施策の方向6 安心して生活できる環境の整備

- (1)災害対策に係る体制整備
- (2)感染症対策に係る体制整備
- (3)生活環境の整備
- (4)地域の交通環境の充実

基本目標 2 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

めざす姿

高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持ち
幸福で充実した生活を送ることができるまち

高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持ち幸福で充実した生活を送り、長寿を喜べるよう、健康づくりと介護予防を一体的に提供するとともに、生きがいづくりを推進します。

施策の方向1 介護予防事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進
施策の方向2 健康増進事業の推進	(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 (2)高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な提供
施策の方向3 生きがいづくりの促進	(1)高齢者の就労的活動の促進 (2)高齢者の地域参加の場の推進

基本目標 3 継続した地域生活を支える環境の整備

めざす姿

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で
安心して暮らし続けることができるまち

介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、適切に必要な介護保険サービスの安定的な提供体制の充実を図ります。

施策の方向1 介護保険サービスの充実	(1)居宅介護サービスの充実 (2)地域密着型サービスの充実 (3)施設サービスの充実
施策の方向2 介護保険制度の円滑・適正な運営	(1)介護給付の適正化 (2)介護人材の確保・定着と業務効率化の推進 (3)介護保険サービスの質の確保

令和6年度から3年間の 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

令和6年度～8年度の介護保険料は、国の制度改革により13段階に分けられます。

対象者		保険料率	保険料年額 (円)
第1段階	生活保護を受けている人	基準額 ×0.455 (0.285)*	36,610 (22,930)
	老齢福祉年金を受けている人 前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が町 民税非課税	×0.685 (0.485)*	55,110 (39,020)
第3段階		×0.69 (0.685)*	55,510 (55,110)
第4段階	世帯の誰かが 町民税課税で 本人は非課税	×0.90	72,400
第5段階		×1.00 (基準値)	80,440
第6段階	本人が 町民税課税	×1.20	96,530
第7段階		×1.30	104,580
第8段階		×1.50	120,660
第9段階		×1.70	136,750
第10段階		×1.90	152,840
第11段階		×2.10	168,930
第12段階		×2.30	185,020
第13段階		×2.40	193,060

※第1段階～第3段階の方は()内の通り保険料が軽減されます。

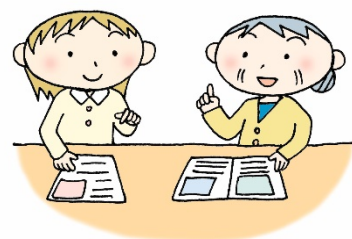
暮らしや介護の相談先はこちらです

地域包括支援センター

北広島町地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やそのご家族を支えています。

本人や家族、地域の方、ケアマネジャーなどから受けたいろいろな相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。

いつでもご相談ください。



地域包括支援センターホームページ

センター名	電話番号
北広島町地域包括支援センター (北広島町役場 福祉課地域介護係)	☎ : 0826-72-7352 FAX: 0826-72-5242
大朝保健センター	☎ : 0826-82-2211
芸北ホリスティックセンター	☎ : 0826-35-0230
豊平保健福祉総合センター	☎ : 0826-84-1501
電子メール: houkatu@town.kitahiroshima.lg.jp(共通)	

北広島町社会福祉協議会

福祉サービスに関することだけに限らず、いろいろな疑問や困りごと、相談ごと、地域づくりについての悩み事、仕事のことやお金のことのお悩みなど、どんなことでも相談に応じます。

社会福祉協議会は、あなたのよろず相談所です。



社会福祉協議会ホームページ

窓口名	電話番号
本所(大朝福祉センター)	☎ : 0826-82-2680 FAX: 0826-82-2778
芸北支所 (北広島町役場芸北支所内)	☎ : 0826-35-0144 FAX: 0826-35-0160
千代田支所 (北広島町まちづくりセンター内)	☎ : 0826-72-4670 FAX: 0826-72-7071
豊平支所 (北広島町役場豊平支所内)	☎ : 0826-83-0050 FAX: 0826-85-0050

ネット上からのご相談・お問い合わせも可能です。



北広島町

第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要版】

【発行】 令和6年4月

北広島町役場 福祉課

(住所) 〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

(電話) 0826-72-7352

(URL) <https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>

北広島町ホームページ

